

令和2年5月22日

医学部学生の皆さんへ

学務担当 木下 浩作

学生担当 石井 敬基

著作権侵害行為について

学生の**著作権侵害行為が問題**となっており、一部の出版社からは学生がそのような行為を行うことのないように、改めて大学から指導願う旨の依頼文書が届いております。

教科書等の著作物について、イメージスキャナー等を使用してデジタルデータに変換したものを他人へ譲渡する、販売する、あるいは SNS で公開する行為等は著作権侵害行為に当たります。

著作権法違反は、**民事的な損害賠償請求**の対象になるだけでなく、**刑事罰の対象**にもなります。本学部が定める「アンプロフェッショナルな行動」に該当する行為です。

すでに、**他大学において停学処分**となった例が報告されています。本学部の学生の皆さんに限っては、上述のような行為を行うことはないと認識していますが、著作権を侵害するような行為を絶対に行うことのないように教科書等の著作物の取扱いには十分に留意してください。

以 上